

# 正解！

## <解説>

支払時点において、円未満を四捨五入することは問題ありません。また、支払うべき下請代金の額に円未満の端数があった場合、これを切り捨てて支払ったとしても、下請代金の額を減ずる行為とはみなされません。

ただし、1円以上の単位で切り捨てる場合は、下請代金の額を減ずる行為となります。